

会津美里町公告 第 92 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び会津美里町財務規則(平成17年規則第43号)第112条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和 4 年 10 月 18 日

会津美里町長 杉山 純一

| | | |
|----|-------------|---|
| 1 | 備品購入番号 | 維備第2号 |
| 2 | 備品購入名 | 除雪機械購入(8t級 除雪ドーザー車輪式 1台) |
| 3 | 納入場所 | 大沼郡会津美里町勝原字竹原736番地地内(会津美里町除雪機械格納庫) |
| 4 | 業種 | 備品購入 |
| 5 | 購入等数量及び付加仕様 | 除雪機械購入(8t級 除雪ドーザー車輪式 1台) 付加仕様 運行記録計、熱線入合ガラス(前後)、冬用ワイパーブレード、振動抑制装置、サイドスライドマルチプラウ、ヒーター、エアコン、二人乗り、バックモニター、バックブザー、ドライブコーダー、床マット、チェーン(段増ラダー型)、カッティングエッジ、熱線入りサイドミラー、輸送費、黄色回転灯、指定色塗装 |
| 6 | 納期 | 議会の議決のあった日～令和5年12月22日 |
| 7 | 予定価格 | 事後公表 |
| 8 | 最低制限価格 | 設定なし |
| 9 | 入札参加資格要件 | 入札に参加できるのは、入札時において次の①から⑧に掲げる要件をすべて満たしている者とする。 |
| | ① | 会津美里町令和3、4年度工事等請負有資格業者名簿に登録されていること。 |
| | ② | 登録内容 上記における主な営業品目に、除雪機械があるもの。 |
| | ③ | 所在地区分 大沼郡、河沼郡、喜多方市又は会津若松市に本社(本店)又は支社(支店)を有していること。 |
| | ④ | 会津美里町競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 |
| | ⑤ | 納入実績 平成24年4月1日以降に同機種の官公庁納入実績があること。 |
| | ⑥ | 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。 |
| | ⑦ | 設計図書を閲覧していること。 |
| | ⑧ | 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続き又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 |
| 10 | 設計図書の閲覧 | |
| | ① | 閲覧場所 会津美里町役場 本庁舎 2階 建設水道課 事務室 |
| | ② | 閲覧期間 令和4年10月18日(火)から令和4年10月27日(木)まで(土日・祝日を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く) 設計図書閲覧申請書(様式第1号)に必要事項を記入し持参すること。 |
| 11 | 設計図書等に対する質問 | |
| | ① | 質問方法 本備品購入に関する質問は、原則として指定の質問書によりFAXで送信すること。なお、送信後確認のため、必ず電話連絡すること。 |
| | ② | 質問書送付先 会津美里町役場本庁舎2階 建設水道課 建設係 会津美里町字新布才地1 電話番号 0242-55-1181 FAX番号 0242-55-1139 |
| | ③ | 質問期間 令和4年10月18日(火)から令和4年10月25日(火) 午後3時まで |
| | ④ | 質問に対する回答方法 質問書の回答は、後日すみやかに質問者にFAXで回答する。 |

| | | |
|----|--------|--|
| 12 | 入札方法 | |
| | ① 入札方法 | 直接入札 |
| | ② 提出書類 | 入札書及び9入札資格要件⑤納入実績を証明するもの(納品書等の写し) |
| 13 | 入札日時等 | |
| | ① 入札日時 | 令和4年10月28日(金) 午前9時00分 |
| | ② 入札場所 | 会津美里町役場 本庁舎 2階 205会議室 |
| 14 | 入札回数 | 2回までとする。 |
| 15 | 入札の無効 | ① 町の入札参加資格に必要な資格のない者がした入札 |
| | | ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札 |
| | | ③ その他、入札の条件又は町において特に指定した事項に違反した入札 |
| 16 | 落札者の決定 | 開札の結果、予定価格以内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし落札者となるべき者が複数となった場合は、くじにより落札者を決定する。 |
| 17 | 入札保証金 | 免除 |
| 18 | 契約事項 | 契約については、会津美里町財務規則(平成17年規則第43号)に基づき契約締結する。 |
| 19 | 契約保証金 | 契約を締結しようとする者は、会津美里町財務規則第97条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証に係る書類を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこれを免除する。 |
| | | ① この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合 |
| | | ② 会津美里町財務規則第99条第1項第4号の規定に該当する場合 |
| 20 | その他 | ① 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項に規定する契約書とみなすものとする。 |
| | | ② 本公告に係る様式等については町ホームページでダウンロード可能である。 |